

## 鉱業法（抜粋）

### （取消し等の処分）

第五十五条 経済産業大臣は、鉱業権者が次の各号のいずれかに該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

- 一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至ったとき。
- 二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。
- 四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。
- 五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。
- 六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。
- 七 第二百十条の規定による命令に従わないとき。
- 八 鉱山保安法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令に従わないとき。

### （事業着手の義務）

第六十二条 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

- 2 鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 3 鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。